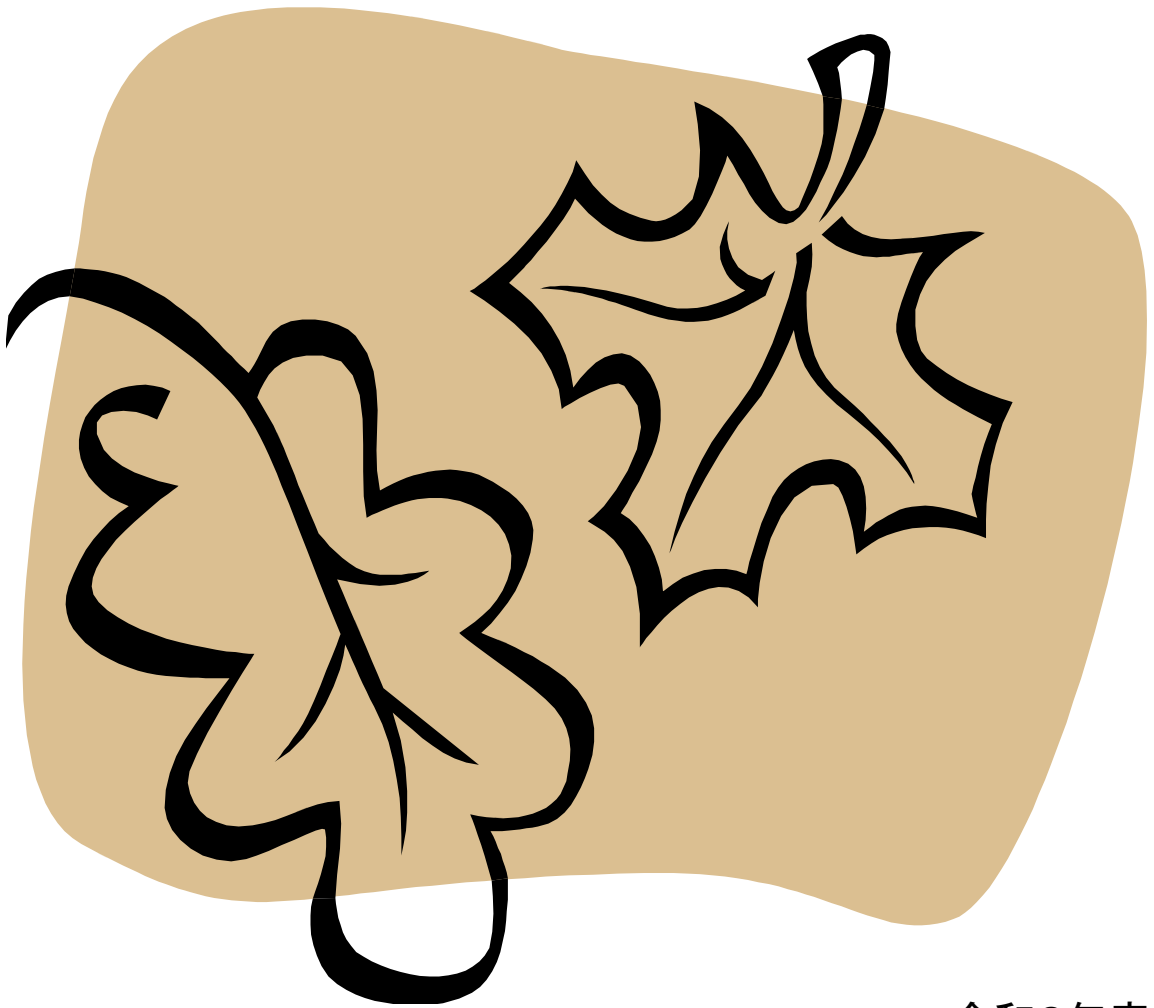


# ひとり親家庭のしおり



令和2年度版  
小田原市子育て政策課

		対象					その他
		ひとり親家庭等のみ	児童年齢				
			未就学	小学生	中学生	高校生以上	
<b>離婚をお考えの方へ</b>							
養育費	P1	☆					
調停手続	P3	☆					
<b>各種相談窓口</b>							
母子・父子自立支援員	P4	☆					
児童相談	P4		●	●	●		●
夫又は妻からの暴力	P5						●
市民相談	P6						●
民生委員・児童委員	P7						●
ハローワークによる職業紹介	P7						●
神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター	P8	☆					
<b>手当・医療費助成・年金・健康保険</b>							
児童扶養手当	P9	☆	●	●	●	●	
児童手当	P10		●	●	●		
ひとり親家庭等医療費助成制度	P11	☆	●	●	●	●	
小児医療費助成制度	P11		●	●	●		
遺族年金	P12	☆					●
国民健康保険・国民年金	P13						●
<b>補助金・減免・貸付・優遇など</b>							
教育訓練給付金	P14	☆					
高等職業訓練促進給付金	P15	☆					
高等職業訓練促進資金貸付	P16	☆					
義務教育就学援助制度	P17			●	●		
高等学校等奨学生への奨学金支給制度	P18					●	
神奈川県高等学校奨学金	P19					●	
高等学校等就学支援金	P20					●	
私立高等学校等生徒学費補助金	P21					●	
高校生等奨学給付金	P21					●	
県立高等学校入学検定料等免除制度	P22					●	
母子・父子・寡婦福祉資金(就学支度資金・修学資金等)	P23	☆		●	●	●	
市営住宅・県営住宅	P24						●
県営水道料金減免制度	P25	☆					
JR定期乗車券割引制度	P26	☆					
少額貯蓄非課税制度	P26	☆					
寡婦(夫)控除	P27	☆					
寡婦(夫)控除みなし適用	P28	☆					

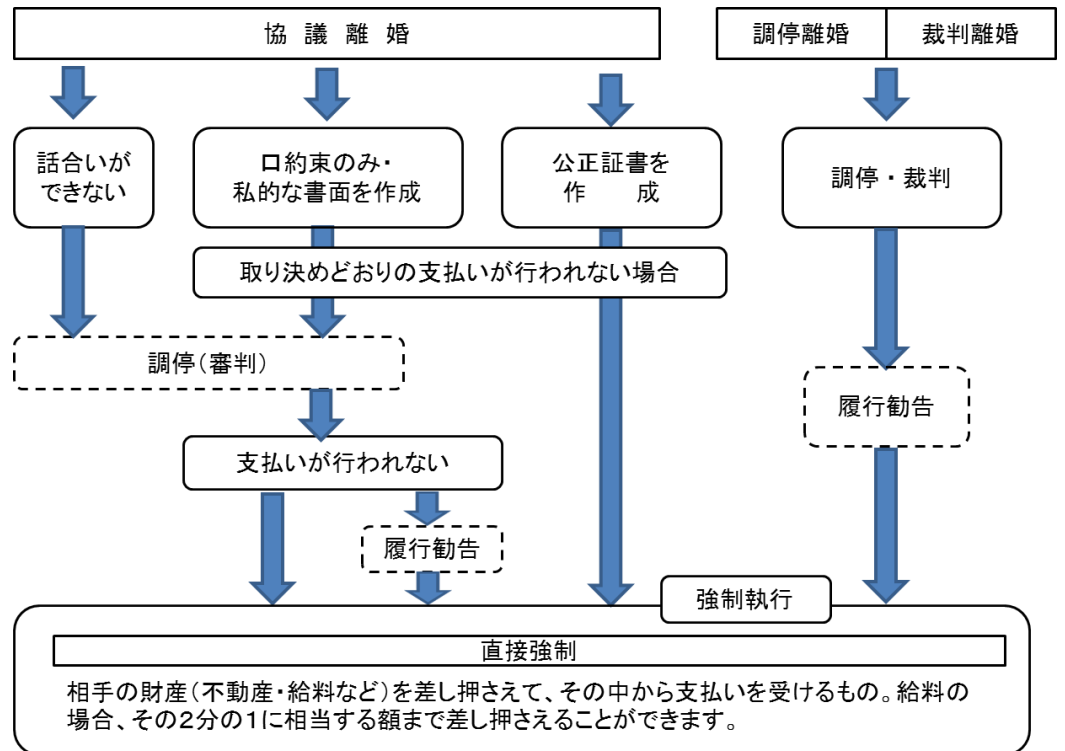
		対象				その他	
		ひとり親家庭等のみ	児童年齢				
			未就学	小学生	中学生		高校生以上
子育て支援(保育園・幼稚園・支援センターなど)							
認可保育所、認定こども園(保育部)、小規模保育事業	P30		●				
病児・病後児保育	P31		●				
認可保育所一覧	P32		●				
認定こども園・小規模保育事業一覧	P33		●				
私設保育施設(認可外保育施設)	P34		●				
幼稚園	P34		●				
地域育児センター	P36		●				
ファミリー・サポート・センター	P37		●	●			
子育て支援センター	P37		●	●			
放課後児童クラブ	P38			●			
その他							
小田原市母子寡婦福祉会	P39	☆					
日常生活支援事業	P39	☆					
生活保護制度	P40					●	
生活困窮者支援制度	P40					●	

養育費はこどもの権利です。

親の養育費支払い義務は、親の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障しなければならない強い義務があるとされています。

離れていても親が養育費を払っていることで、子どもは愛されていると実感することができます。

離婚する際に取り決めができなくても、子どもが経済的・社会的に自立するまでは、いつでも請求することができます。



※養育費は破産しても免責されません。

このような場合は養育費請求調停を

離婚前後で取り決めができなくても、家庭裁判所に調停を申し立てることで相手方に養育費の支払いを求めることができます。

[ケース1]

「養育費はいらない」といって離婚した



養育費は子どものためのものです。

約束した当時と事情が変わって養育費が必要になれば請求できます。

相手方に必要になった理由を理解してもらうことが大切です。

[ケース2]

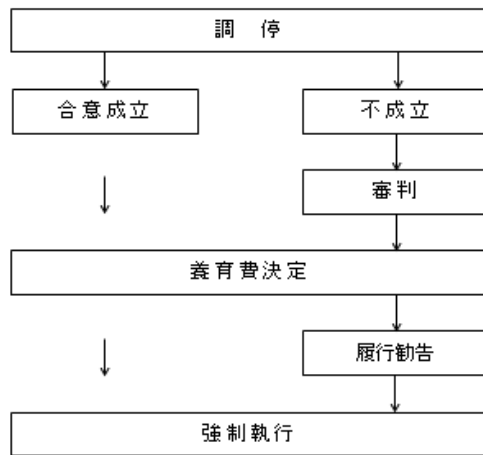
相手は借金があり、どうせ請求してもムダだから



養育費の金額は経済能力に応じて決められます。

今は払えなくても、先々払えるかもしれません。

まずは、取り決めをすることが大事です。



調停申立てに必要なもの

- ・申立書
- ・子どもの戸籍謄本
- ・申立人の収入に関する資料
- ・手数料 1,200 円×子どもの数
- ・切手代 1,000 円程度

(申立先)

相手方の住所を管轄する家庭裁判所。相手方との間で調停をする家庭裁判所について合意ができている場合は、その家庭裁判所で調停を行うことができます。

記入例 離婚後、子を養育している母から父に対して子の養育費の支払の調停をを求める場合

Handwritten entries on the left side of the form include names like '西山春子', '西山春子', '西山一郎', and '西山梨花'.

Handwritten entries on the right side of the form include '西山春子' and '西山梨花'.

Fig. 12-29 (Left)

Fig. 12-30 (Right)

## 調 停 手 続

### ■子育て政策課 手当・医療係（市役所5階）

Tel : 0465-33-1453 受付時間（平日 8 : 30～17 : 00）

### ■法テラス小田原

Tel : 0503383-5370 受付時間（平日 9:00～17:00）

※法テラスでは、法的トラブルの解決に役立つ情報の提供や収入が資力基準に該当するかたを対象とした無料法律相談や弁護士・司法書士の費用の立替を行っています。

### ■神奈川県 母子家庭等就業・自立支援センター

特定非営利活動法人 NPO 日本キャリア・コンサルタント協会

Tel : 0466-90-3601

※毎月第3土曜日、10 : 00～16:00 まで面接相談を行っています（電話予約制）。

### ■小田原公証役場

Tel : 0465-22-5772

離婚について当事者間で話し合いをしてもまとまらない場合や離婚の話し合い自体ができない場合には、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。

調停手続では、離婚そのものだけでなく、離婚後の子供の親権者を誰にするか、親権者とならない親と子との面会交流をどうするか、養育費、離婚に際しての財産分与や年金分割、慰謝料についてどうするかといった財産に関する問題も一緒に話し合うことができます。

### ■横浜家庭裁判所小田原支部

Tel : 0465-22-6586

手続案内時間（平日 8 : 30～11 : 00、13 : 00～16 : 00）

※電話での案内は、必要書類等の案内に限ります。

### ■家事事件について

手続きの概要、説明、Q & Aは、裁判所のホームページで案内されています。（<https://www.courts.go.jp>）

ひとり親家庭の生活上の悩みを母子・父子自立支援員がお受けします。また、生活の上で資金が必要な場合に、母子・父子・寡婦福祉資金（P24）の相談を行います。

■子育て政策課 手当・医療係（市役所5階）

Tel : 0465-33-1453

相談日 毎週月、火、水、金

相談時間 9:00~12:00、13:00~16:30

子育てのさまざまな悩みを児童相談員がお受けします。

●お子さんについての相談

- ・わがまま・ひっこみ思案・乱暴・意地悪・反抗で困らせる
- ・やりっぱなし・根気がない・落ち着きがない・依頼心が強い
- ・偏食・小食・爪かみ・指しゃぶり・夜尿・不眠など
- ・身体が弱い・身体の発育・ことばの遅れが気になる
- ・保育園・幼稚園・学校での困ったこと・登校拒否、ともだちと遊べないなど

●保護者自身の相談

- ・子育てで疲れる・育児を手伝ってくれる人が誰もいない
- ・子育てについての相談相手がいない
- ・イライラしてお子さんを叩いてしまう・怒鳴ってしまう

など

ご近所のお子さんが気になる・心配な家族を見聞きしたかたからのご相談も受け付けています。必要に応じて関係機関との連携を図りながら援助を行います。

■子ども青少年支援課 子ども青少年相談係  
（おだわら子ども若者教育支援センター）

Tel : 0465-46-6763

相談日 月～金

相談時間 9:00~12:00、13:00~17:00

## 夫 又 は 妻 か ら の 暴 力

離婚は決意したけれど…、離婚を考えているけれど…

- パートナーから  
「離婚に応じる代わりに親権を取る」  
「仕事をしていない（収入が少ない）から親権を取ることなんてできない」  
「そちらから離婚を言い出したのだから養育費を払う義務はない」  
などと言われ、条件を受け入れられないなら離婚を諦めるよう一方的に押し付けられたりしていませんか。
- パートナーから身体的な暴力を振るわれていたり、言葉での攻撃に遭い続けてきたりしたことで、「とにかく、一刻も早く離婚届にハンコだけもらえればそれでいい」と考えていませんか。
- 別居しているにも関わらず、パートナーが別居先に押しかけてきて怒鳴り散らしたり、あなたが嫌がるような行為をしてきたりしていませんか。

パートナーの存在が恐ろしい、怖い、ということで大切な決め事をせずに離婚を成立させてしまうと、これからのあなたやあなたのお子さんの生活が大きく変化してしまう可能性があります。

まずは、相談をしてみたいはいかがですか？

### 女性相談

■ 小田原市 女性相談  
Tel : 0465-33-1737  
相談日 毎週月、火、水、木、金 ※祝日を除く  
相談時間 9:30~11:30、13:00~16:30  
※面談は予約制です。  
火曜日は原則、継続相談のかたが対象。要予約。

### 男性相談

■ 神奈川県 DV に悩む男性のための相談窓口  
Tel : 0570-783-744  
相談日 毎週月、木曜日 ※祝日を除く  
相談時間 18:00~21:00



## 市民相談

市民相談室では、次のような相談を受けています。相談は無料です。また、相談者の秘密は厳守しますので、気軽にご利用ください。

相談項目	内容	相談日	時間	相談員	
一般相談	離婚、相続、近隣トラブルなど日常生活上の軽易な相談	休日を除く 毎日	9:00 ~12:00 13:00 ~16:00	一般市民相談員 (非常勤嘱託員)	
特別相談	法律相談	離婚、相続、多重債務、成年後見などの法律問題	毎週水曜日 (予約制)	13:30 ~16:00	弁護士
	心配ごと相談	家庭や地域で困ったこと悩みごとなど	毎週月曜日	13:30 ~15:30	民生委員 ・児童委員
	人権擁護相談	差別や嫌がらせ・名誉損・プライバシーの侵害など	毎月 第2火曜日		人権擁護委員
	司法書士相談	相続・贈与などの登記手続き、成年後見、遺言書の作成など	毎月 第2木曜日		司法書士
	税務相談	相続・贈与・譲渡所得税など税金についての相談	毎月 第3火曜日		税理士
	行政相談	国・県・市への要望や苦情	毎月 第3木曜日		行政相談委員
	宅地建物取引 相談	不動産の売買など取引、賃貸借に関する相談	毎月 第4木曜日		宅地建物取引士
	行政書士相談 (マロニエ)	相続・遺言、成年後見、各種許認可申請等の作成、手続き相談	毎月 第3土曜日		14:00 ~16:00

■地域安全課 市民相談係（市役所2階14番窓口）

Tel : 0465-33-1383

地域の身近な相談役として民生委員・児童委員が委嘱され、幅広い活動を行っています。

福祉事務所や関係機関と連携をとりながら地域のかたの相談に応じていますので、援助が必要な場合や、福祉サービスについて情報を得たい場合などにご相談ください。ご自身の地域の民生委員・児童委員を知りたいときは、福祉政策課にお問い合わせください。

■福祉政策課 地域福祉係（市役所2階） Tel：0465-33-1863

ハローワークでは、ご利用者皆様の就職活動のサポートを行っています。求人情報の提供、就職にあたっての職業相談・職業紹介や各種セミナーなどを行っています。

●就職活動のサポート内容

担当者制などによる手厚い就職支援を行います。

【メニュー】

- ①就職支援ナビゲーターによる担当者制や予約制による職業相談・職業紹介（予約制による女性ナビゲーターとの相談も可能です）
- ②求職活動するうえでの心構えや不安の解消
- ③応募書類（履歴書・職務経歴書等）の作成支援
- ④面接の受け方などのアドバイス
- ⑤求人情報の提供
- ⑥就職後のフォローアップ 他

●その他のサービス

- ・求職活動支援セミナー
- ・公的職業訓練への受講あっせん
- ・ミニ面接会等の案内
- ・臨床心理士による心の相談への案内

●インターネットによる求人情報検索

ハローワークインターネットサービス <https://www.hellowork.go.jp/>

■ハローワーク小田原 Tel：0465-23-8609

●マザーズハローワーク・マザーズコーナー

子育てをしながら早期の就職を希望するかたにきめ細かな就職支援を行っているハローワークです。(キッズスペースが設置されています。)

■マザーズハローワーク横浜 Tel : 045-410-0338

■マザーズハローワーク相模原 Tel : 042-862-0042

他に県内6か所(川崎・川崎北・藤沢・厚木・港北・大和)の一般ハローワーク内にマザーズコーナーが設置されています。

神奈川県内に在住のひとり親のかたを応援します。

※日程等詳細については、お問い合わせください。

●就業相談

1)内容

・情報提供・職業紹介

キャリアコンサルタントによる支援が受けられます。

求人情報の提供、応募書類作成、模擬面接の実施など、就職活動に役立つ情報とコツを得ることができます。

・自立支援プログラム策定

就業に向けてのプランをきめ細かく策定し、就職活動を支援します。

2)受付時間

9:00~17:00(日・祝日は除く)

3)相談時間

10:00~16:00

※来訪相談、電話相談ともに予約制です。

4)出張就業相談

小田原市内での出張相談の機会もあります。

●養育費相談

1)内容

離婚前後に関わらず、養育費に関わる問題を専門の女性相談員(元調停員)がアドバイスします。

2)相談時間

毎月第3土曜日 10:00~16:00

※来訪相談、電話相談ともに予約制です。

●就業支援講習会(無料講座)

1)パソコン基礎講座(3日間 or 4日間)

小田原市内での講座の機会もあります。

2)スキルアップパソコン講座(1日間)

3)就職関連講座(1日間)

※日程等詳細についてはお問い合わせください。

## 児童扶養手当

### ■神奈川県 母子家庭等就業・自立支援センター

特定非営利活動法人 NPO 日本キャリア・コンサルタント協会

Tel : 0466-90-3601

内容・日程等詳細については、ホームページをご覧ください。

<http://www.khitorioya.com>

死別や離婚等によりひとり親家庭等となったかたが、一定の所得状況に該当する場合、お子さんが18歳を迎えた誕生日以後最初の3月分まで手当を支給します。支給要件に該当した場合、毎年8月に現況届を提出していただくことが必要です。

公的年金等を受給している場合は、公的年金等の月額が児童扶養手当の月額よりも低い場合に、差額を支給します。

区分	手当の全額を受給できるかた	手当の一部を受給できるかた
児童1人のとき	月額43,160円	月額43,150～月額10,180円
児童2人のとき	月額10,190円加算	月額10,180～月額5,100円加算
児童3人のとき	3人目以降は児童1人増すごとに月額6,110円加算	3人目以降は児童1人増すごとに月額6,100～月額3,060円加算

さかのぼって公的年金等が支給された場合は、重複して支給された手当を返金していただきます。

申請に必要な書類は、そのかたによって異なりますので、詳しくは、子育て政策課でご確認ください。

#### ●手当月額

児童扶養手当は、毎年の消費者物価指数の変動に応じて手当額を改定する物価スライド措置がとられています。

一部支給額は、受給者の所得に応じて10円単位で決定されます。

計算方法 43,150円－(受給者の所得－所得制限限度額(注1))×0.0230559(係数)

[第2子] 10,180円－(受給者の所得－所得限度額)×0.0035524(係数)

[第3子以降] 6,100円－(受給者の所得－所得限度額)×0.0021259(係数)

(注1)所得制限限度額とは、49万円に扶養人数×38万円を加算した額です。

#### ●所得制限限度額

税法上の 扶養親族等の数	所得制限限度額		
	本人		配偶者 扶養義務者
	手当全額を受給 できるかた(注2)	手当の一部を 受給できるかた	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人	163万円	306万円	350万円

## 児 童 手 当

### ●支給要件に該当しない場合

- 1) お子さんが児童福祉施設に入所、あるいは里親に預けられたとき
- 2) 受給者が婚姻したり、同住所地に単身の異性がいる等の事実上の婚姻関係が認められたとき

■子育て政策課 手当・医療係（市役所5階）

Tel : 0465-33-1453 受付時間（平日8:30~17:00）

児童手当は、中学校卒業までのお子さんを養育するかたに支給されます。

### ●手当月額

3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前（第一子・第二子）	10,000円
（第三子）	15,000円
中学生	10,000円

※児童手当の「児童」とは、出生から18歳になった最初の3月31日までの間にある児童をさし、その中で最年長者を第一子と数えます。

### ●所得制限

扶養親族の数	所得限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円

所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある者についての限度額は、左記の額に各1人につき38万円を加算した額

※所得が限度額以上の場合、特例給付として中学生までの児童1人につき、月額5,000円の給付を受けることができます。

### ●お子さんの養育者が変わる場合

離婚・死別等により、お子さんの養育者が変わる場合は、それまで養育していたかたの受給消滅の手続きと、これから養育するかたの受給申請の手続きが必要です。お子さんを養育していないかたが児童手当を受給していた場合は、手当を返還していただくことになるので、お子さんの養育状況に変更が生じた場合は、お早めにお手続きしてください。

■子育て政策課 手当・医療係（市役所5階）

Tel : 0465-33-1453 受付時間（平日8:30~17:00）

## ひとり親家庭等

## 医療費助成制度

ひとり親家庭等のかたが医療機関にかかったときに、保険診療で支払う医療費を助成する制度です。ひとり親家庭のお父さん又はお母さんご自身と、18歳になった日以後最初の3月31日までにあるお子さんが対象です。公的年金受給者のかたも対象になる場合があります。

### ●所得制限

児童扶養手当と同様の所得制限があり、限度額以下のかたに「㊦福祉医療証（ひとり親家庭等医療証）」を発行します。（毎年12月に更新）

### ●公的年金給付受給者のかたでも該当する場合があります

公的年金の受給月額が児童扶養手当の月額よりも高く、児童扶養手当を受給していない場合でも、所得制限限度額以下である場合、該当することがありますので、お問い合わせください。

### ■子育て政策課 手当・医療係（市役所5階）

Tel : 0465-33-1453 受付時間（平日8:30~17:00）

## 小児医療費

## 助成制度

出生から中学校修了までのお子さんの医療費を助成する制度です。（保険診療分に限る）。

### ●所得制限

小学生以上のお子さんの医療費は、保護者の所得が所得制限限度額以上の場合には、助成を受けることができません。

扶養親族の数	所得制限限度額
0人	532万円
1人	570万円
2人	608万円
3人	646万円

所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある者についての限度額は、左記の額に各1人につき6万円を加算した額

※扶養親族が1人増すごとに38万円を加算

※この表と比べる所得額は、保護者の合計所得額から、定額控除（8万円）及び雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦（夫）控除、勤労学生控除を差し引いた額です。

※お子さんの誕生日により基準の年度が異なります。詳しくは子育て政策課までお問い合わせください。

### ●加入保険や氏、住所が変更となった場合

小児医療費助成制度の受給者であるお子さんの加入保険や氏、住所を変更された場合、申請事項変更届の提出が必要です。

### ■子育て政策課 手当・医療係（市役所5階）

Tel : 0465-33-1453 受付時間（平日8:30~17:00）

## 遺族年金

死別によりひとり親家庭になった場合、遺族年金を受給できる場合があります。

加入していた年金の種類により、手続き先が変わってきます。ご不明な場合は、小田原年金事務所お客様相談室、小田原市役所保険課 国民年金係にご相談ください。

### ●その他の支援

遺族年金の受給額や所得の状況などによって、児童扶養手当や、ひとり親医療費助成制度に該当する場合があります。子育て政策課にご相談ください。

#### ■小田原年金事務所

Tel : 0465-22-1391

※自動音声案内に従って、1番、次に2番を選択してください。

#### ■保険課 国民年金係 (市役所2階 1A窓口)

Tel : 0465-33-1867 受付時間 (平日 8:30~17:00)

#### ■子育て政策課 手当・医療係 (市役所5階)

Tel : 0465-33-1453 受付時間 (平日 8:30~17:00)

社会保険被扶養者だったかたが、死別や離婚により、社会保険被扶養者ではなくなった場合、ご自身で国民健康保険・国民年金に加入しなければなりません。お子さんとご自身の将来のために必要なことですので必ず手続きをしてください。

### ●国民健康保険

ご自身の勤務先で社会保険等に加入する場合以外は、国民健康保険に加入しなければなりません。以下の必要書類をご用意いただき、お手続きください。

#### 1) 死別又は離婚した相手の社会保険等の扶養になっている場合

- ・健康保険資格喪失連絡票や証明書等、配偶者の勤務先から交付される証明書
- ・マイナンバーカード又は通知カード（世帯主と加入者全員）
- ・窓口に来るかたの身分確認ができるもの
- ・印鑑（朱肉を使うタイプのもの）

#### 2) すでに小田原市の国民健康保険に加入している場合

世帯や住所、氏名に変更があった場合は、以下の必要書類をご用意いただき、手続きをしてください。世帯や住所、氏名に変更がなければ手続きをする必要はありません。

- ・国民健康保険被保険者証
- ・印鑑（朱肉を使うタイプのもの）
- ・マイナンバーカード又は通知カード（世帯主と加入者全員）
- ・窓口に来るかたの身分確認ができるもの

※ご自身の勤務先で社会保険に加入する場合は、勤務先にお問い合わせください。

### ●国民年金

ご自身の勤務先で厚生年金等に加入している場合以外は、20才から60才までの間国民年金に加入しなければなりません。保険課国民年金係にて加入手続きをしてください。

※年金保険料の納付が困難な場合、免除制度もありますので、ご相談ください。

### ●厚生年金の分割制度

平成19年4月から、離婚時の厚生年金の分割制度が始まりました。請求は離婚から原則として2年以内です。詳しくは小田原年金事務所にご相談ください。

#### ■保険課（市役所2階）受付時間（平日8:30～17:00）

2番窓口 国民健康保険係 Tel: 0465-33-1845

1A窓口 国民年金係 Tel: 0465-33-1867

※火曜日は19:00まで

#### ■マロニエ・いずみ・こゆるぎ住民窓口（平日8:30～17:00）

アークロード市民窓口では受付していません

※土日祝は受付していません

※年金保険料の免除手続は市役所のみ



母子家庭の母又は父子家庭の父が就職やキャリアアップのために、指定の教育訓練講座を受講した場合、修了後に教育訓練経費の最大6割を支給する制度です。必ず事前相談が必要で、すでに受講を開始してしまった場合は対象となりません。また、満たす条件により支給割合が異なりますので詳しくはご相談ください。

●対象講座

履修期間が1ヶ月以上1年未満の講座であって雇用保険制度の教育訓練給付で指定されている講座が対象です。(一般教育訓練、特定一般教育訓練、専門実践教育訓練)

また、対象講座は中央職業能力開発協会のホームページで検索することもできます。<http://www.kyufu.javada.or.jp/kensaku/>

●給付内容

(1)雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格をお持ちでないかた  
受講費用の最大6割。上限は20万円

(2)雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格をお持ちのかた  
受講費用の6割に相当する額から雇用保険制度による教育訓練給付で算定された額を差し引いた額。

※受講費用が12,000円以下の場合には対象になりません。

(3)専門実践教育訓練給付金の受給資格をお持ちでないかた  
受講費用の最大6割で上限は、修学年数×20万円となります。

●対象者

小田原市在住の母子家庭のお母さん及び父子家庭のお父さんで次の全てを満たしているかた

- ・申請者の所得が、児童扶養手当所得制限限度額(P9)内であること。
- ・教育訓練を受けることが適職につくために必要と認められるかた。
- ・過去にこの給付金の支給を受けたことがないかた。

●申請方法

受講したい講座が決まったら、スクール等に申し込む前に必要書類を添えて子育て政策課に申請してください。

●必要書類

- ・児童扶養手当証書又はひとり親医療証
- ・認印
- ・受講する講座のパンフレット：必要な費用・日程・教育訓練給付指定講座である旨の広告が記載されているもの
- ・教育訓練給付金支給要件回答書(ハローワーク発行のもの)

■子育て政策課 手当・医療係(市役所5階)

Tel: 0465-33-1453 受付時間(平日8:30~17:00)

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師・保育士等就職に有利で、生活の安定が見込める資格を取得するために養成機関（看護学校、各種専門学校等）を受講中、生活の不安を軽減し安定した修業環境を提供するため、生活費を支援する制度です。

●対象資格

看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、  
歯科衛生士、助産師、美容師、社会福祉士、製菓衛生士、調理師、等

●対象者

修業期間中、全ての期間において母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の全てを満たすかた

- ・ 20歳未満の児童を養育しているかた
- ・ 児童扶養手当の受給を受けているか、又は同等の所得水準にあるかた
- ・ 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業しており、対象資格の取得が見込まれるかた
- ・ 仕事・育児と修業の両立が困難なかた
- ・ 過去に自立支援高等職業訓練促進給付金を受給していないかた

●給付金の種類と金額

1) 高等職業訓練促進給付金

- ・ 支給期間 : 修業を開始した日以降の全期間  
(入学から上限4年間、月々支給)
- ・ 支給額 : 市町村民税非課税世帯 月額 100,000円  
課税世帯 月額 70,500円

2) 修了支援給付金

- ・ 支給時期 : 修業期間の終了後
- ・ 支給額 : 市民税非課税世帯 50,000円  
課税世帯 25,000円

●申込方法

入学前に事前相談が必要です。入学年度の前年度9月末までに、小田原市役所子育て政策課までお越しください。相談票にご記入いただくとともに、生活状況や資格取得後の方針等の聞取りをさせていただきます。詳しくはご相談下さい。

■子育て政策課 手当・医療係（市役所5階）

Tel : 0465-33-1453 受付時間（平日8:30~17:00）

高等職業訓練促進給付金を活用して、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の母又は父に対し、入学時に必要な費用や就職の際に必要な費用を貸し付ける制度です。要件を満たせば、返還免除が受けられます。

●対象者

次の要件を全て満たすかた

- ① 神奈川県内に住所登録があるかた
- ② 平成28年1月20日以降に高等職業訓練促進給付金を受けていた者で養成機関を修了する者、又は平成28年4月以降に養成機関で修業を開始し、高等職業訓練促進給付金を受給する者
- ③ 養成機関の課程を修了の上、資格を取得し、かつ取得した資格が必要な業務に5年間引き続き従事する意思のあるかた
- ④ 他の都道府県及び市でこの資金の貸付を受けていないかた

ただし、「専門実践教育訓練給付金」を受給している場合や、「介護福祉士等修学資金貸付金」又は「保育士修学資金貸付金」の貸付を受けている場合は対象となりません。

●貸付金額

- ①入学準備金：50万円以内

(高等職業訓練促進給付金の支給を受けることが決まったかたが対象)  
養成機関に払う入学金、教材費、学用品、交通費など

- ②就職準備金：20万円以内

(養成機関の課程を修了し、資格を取得したかたが対象)  
就職のために必要な費用 【例】転居が必要な場合の費用、通勤に必要な費用など

●貸付利子

- ①連帯保証人を立てる場合は無利子
- ②連帯保証人を立てない場合は有利子(年1%)

●返還免除要件

養成機関の課程を修了して1年以内に就職し、かつ、取得した資格が必要な業務に5年間引き続き従事したときは、免除申請を行うことにより全額返還免除ができます。

●事前相談窓口

小田原市子育て政策課 手当・医療係 電話0465-33-1453

●申込み先

神奈川県社会福祉協議会 電話045-311-1426

お子様が市立小中学校に就学することについて、経済的な理由により学用品費や給食費等の費用負担が大きい家庭に対して、費用の一部を援助する制度です。小田原市に住民票があり、お子さんが県立中等教育学校（前期課程）又は国立大学付属中学校に就学する家庭も対象になります。

●給付額と受給条件

学用品費、給食費、修学旅行費、眼鏡購入費、医療費等について、世帯の所得が限度額以下の場合に援助を行います。毎年4月に申請受付を行います。申請の受付期間は翌年1月末までです。

（4月を過ぎてしまっても受け付けますが、受け付けた月の分からの助成となります。）

また、入学前の児童に対しても新入学用品費を支給しています。（新入学用品費の受付期間は、10月から12月末（予定）です。）

●申請方法

在学する各学校又は教育指導課で申請受付を行います。（県立中等教育学校（前期課程）又は国立大学付属中学校在学者の申請受付は、教育指導課で行います。）必要書類については、学校又は教育指導課までお問い合わせください。

なお、世帯内に小学生と中学生のお子様がいる場合は、小学校又は教育指導課にご提出ください。

■教育指導課 学事係（市役所5階）

Tel : 0465-33-1682 受付時間（平日8:30～17:00）

小田原市では、経済的理由により高等学校等への修学が困難で、成績が優良な生徒を対象に学資の一部として奨学金を支給します。

●応募資格 次の要件を全て満たすかた

1) 次の高等学校等 のいずれかに在学していること。

- ・高等学校(全日制、定時制及び通信制の課程)
- ・中等教育学校の後期課程(全日制、定時制及び通信制の課程)
- ・高等専門学校の第1学年から第3学年まで
- ・専修学校の高等課程及び一般課程
- ・各種学校のうち、高等学校の課程に類する課程及び国家資格者養成課程

2) 小田原市に住所を有すること。

3) 経済的な理由により高等学校等の修学が困難であること。

※生活保護の高等学校就学費の給付を受けているかたは対象外。

4) 品行方正であり、かつ、学業成績が優良であること。(学習意欲があり今後の向上が期待できる場合を含む。)

※国の高等学校等就学支援金や神奈川県私立高等学校等生徒学費補助金等他のすべての種類の奨学金の支給を受けていても併用して受給することができます。

●奨学金の概要

1) 募集人員 75名

2) 支給額 年額40,000円(8月末頃に振込予定)

3) 申請期間等

6月1日～7月10日頃(年度により若干異なります)。追加募集なし。

■教育指導課 学事係(市役所5階)

Tel : 0465-33-1682 受付時間(平日8:30~17:00)

学業等に意欲があつて学資の援助を必要とする高等学校等（高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、専修学校高等課程）に在学する生徒に奨学金の貸付けを行う制度です。

※ 高等学校等卒業後に返還が必要となります（無利息）。

●貸付対象

次のいずれかに該当し、学資の援助を必要としている生徒（保護者の年収の合計が 800 万円未満程度）。

- 県内に在住し、県内の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部に在学するかた
- 保護者が県内に在住し、高等学校等に在学するかた

●貸付期間

令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月まで

●貸付月額

学年	学校区分	申込みができる基本月額				加算を申込んだ場合
		10,000 円	20,000 円	30,000 円	40,000 円	
1 年生 (新入生に限る)	国公立	10,000 円	20,000 円			—
	私立	10,000 円	20,000 円	30,000 円	40,000 円	—
上記以外 の生徒	国公立	10,000 円				20,000 円
	私立	10,000 円	20,000 円	30,000 円		40,000 円

※ 2 年生以上で、国公立 10,000 円、私立 30,000 円では学資が不足する場合、月額に 10,000 円の加算をする制度があります。

●申し込み方法

在学する高等学校等の奨学金担当者へ申し込んでください。

■お問い合わせ先

在学する高等学校等の奨学金担当者

又は

県教育委員会 財務課 高校奨学金グループ

Tel : 045-210-8251

## 高等学校等

## 就学支援金

神奈川県内の高等学校等（高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校（1年～3年）、専修学校高等課程、各種学校）に在学するお子さんがいるかたは、申請により、国の費用で授業料の負担を軽減することができる制度です。（国補助）

申請の手続きが遅れた、又は申請を行わなかった場合には、授業料を負担することになります。

### <公立高等学校>

平成26年4月以降に公立の高等学校等に入学する生徒は、授業料を負担することになりました。ただし、年収約910万円未満の世帯の生徒は、申請することで授業料の負担がなくなります。

#### ●利用できるかた

年収約910万円未満の世帯の生徒

#### ●申請方法

入学する各公立の高等学校等で手続きをする必要があります。

### <私立高等学校等>

私立の高等学校等の生徒は、保護者の年収が910万円未満程度の場合、年収に応じて軽減される額が変わります。4月と6月に在学する高等学校等から申請についての案内があります。

詳細はホームページをご覧ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/index.html>

#### ■お問い合わせ

（公立高等学校）

県教育委員会 財務課 財務指導グループ Tel : 045-210-8113

（私立高等学校等）

県 私学振興課 助成グループ

Tel : 045-210-3793

## 私立高等学校等

## 生徒学費補助金

神奈川県内の私立の高等学校等（高等学校、中等教育学校後期課程、専修学校高等課程）に在学する生徒の入学金及び授業料について、負担を軽減することができる制度です。保護者の年収に応じて軽減される額が変わります。生徒と保護者が神奈川県内在住であることが条件になります。

対象校は、ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/index.html>

6月ごろに在学する高等学校等などから申請についての案内があります。  
※平成23年東日本大震災・平成28年熊本地震・平成30年7月豪雨・平成30年北海道胆振東部地震・令和元年台風第19号で被災のかたは、県外在住も補助対象。補助基準・補助額は下記へお問い合わせください。

### ■お問い合わせ

在学する各私立高等学校等又は

県 私学振興課 助成グループ Tel : 045-210-3793

### ■申請 在学する各私立高等学校等

## 高校生等

## 奨学給付金

次の条件を全て満たす世帯の保護者等に返還が不要の奨学給付金が支給されます（申請が必要です）。

●平成26年4月1日以降に、高等学校等（高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校（1年～3年）専修学校高等課程、各種学校）に入学した高校生等がいること（高等学校を一度卒業又は修了しているかたは除きます。）。

●申請する年度の基準日（7月1日）現在

- 1) 保護者等が神奈川県内に在住していること。
- 2) 当該高校生等が高等学校等に在籍していること。

●次のいずれかの世帯であること。

- 1) 申請する年度の基準日（7月1日）現在、生活保護（生業扶助）を受けている世帯
- 2) 保護者全員の当該年度の県民税所得割額と市民税所得割額の合算額が非課税である世帯

※ どちらの世帯も授業料以外に学校に納付するPTA会費や施設整備費などの納付金・徴収金などに未済がないことが支給要件となります。

未済がある場合は、奨学給付金を未済で充てる旨を学校長に委任していただきます。



## 県立高等学校

## 入学検定料等

## 免除制度

### ●申請方法

在学している高等学校等へ申請してください。

※ 神奈川県外の高等学校等に在学している場合は、下記へお問い合わせください。

#### ■お問い合わせ

(国公立高等学校等)

県教育委員会 財務課 高校奨学金グループ

Tel : 045-210-8251

(私立高等学校等)

県 私学振興課 助成グループ

Tel : 045-210-3793

神奈川県立の高等学校及び中等教育学校では、入学検定料、入学料について、全部又は一部を免除する制度があります。

### ●免除の対象となるかた

- 1) 生活保護を受給されているかた
- 2) 児童福祉施設等に入所されているかた
- 3) 経済的な理由により負担が困難なかた(県民税所得割額と市民税所得割額の合算額が 85,500 円未満の場合)

### ●申請方法

県立高等学校及び中等教育学校が受付窓口です。申請にあたっては、事前にお問い合わせください。

申請書については、小田原市内の中学校で申請書を受け取ることができます。

#### ■お問い合わせ

各県立高等学校及び中等教育学校事務室

又は県教育委員会 財務課 財務指導グループ

Tel : 045-210-8113

母子家庭又は父子家庭のお子さんが学校に通うにあたって、経済的に困りのかたに無利子で資金を貸し付けます。返済する意思と、返済能力を確認させていただきますので面談が必要です。

●主な貸付資金種類

1) 就学支度資金

小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校への入学に必要な資金の貸付を行います。学校の種類によって貸付限度額が異なります。(小・中学校の貸付は非課税世帯が対象です。)

2) 修学資金

高等学校、短大、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校の授業料等にあてる資金の貸付を行います。学校の種類により貸付限度額が異なります。

※上記を含め、全12種類の貸付資金があります。詳しくは、お問い合わせください。

●申込方法・条件

生活状況、貸付の目的等をお聞きし、貸付の必要性や条件のご相談をした上で、申請をしていただきます。

子育て政策課の母子・父子自立支援員が相談を担当しますので、ご来庁いただく前に、あらかじめお電話で母子・父子自立支援員の相談予約をしてください。

●返済方法

卒業後、6か月据え置いた後、原則120回払い(年12回×10年)で返済していただきます。納期を過ぎると違約金を課されますので、ご注意ください。

卒業後、進学するかたは返済を猶予できますのでご相談ください。

●注意事項

- 1) 貸付には、審査により連帯保証人が必要な場合があります。
- 2) 実際に貸付金が振り込まれるのは申請の翌月末以降です。早めに相談にお越しください。
- 3) 県教育委員会が行う奨学金や日本学生支援機構の奨学金とは原則併用できません。

■子育て政策課 手当・医療係(市役所5階)

Tel : 0465-33-1453 受付時間(平日8:30~17:00)

小田原市には、募集対象の市営住宅が9か所あります。また、7か所の県営住宅があります。家賃は、部屋の条件と世帯の収入によって決まりますが、世帯の収入が基準内であれば民間賃貸住宅よりも低額の家賃で入居できます。

●市営住宅の申込資格

- 1)申込者は原則として成人であること。
- 2)入居する人全員に持ち家のないこと。(共有名義も含む)
- 3)原則として、申し込もうとする定期募集の受付締切日の1年以上前から小田原市に住民登録されていて、引き続いて1年以上居住していること。
- 4)市税(市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税)の滞納がないこと。
- 5)夫婦(婚約、内縁を含む)又は親子を主体とした家族であること。
- 6)世帯全体の所得額から法の定める控除額を引いた額が、1 か月あたり 158,000円以下であること。(ただし子育て世帯(小学校就学前のお子さんのいる世帯)や心身障がい者世帯等、一定の条件に当てはまるかたがいる場合は、214,000円以下であること。)
- 7)条例等で定める、住宅に困っている理由があること。(家賃過多、過密居住、立退き要求など)
- 8)市営住宅内で他の居住者と円滑な生活ができること。
- 9)入居する人全員が暴力団員でないこと。

※令和2年度から、連帯保証人は不要になりました。

●市営住宅の申込方法

市営住宅の入居者募集は定期募集を年2回(6月と12月)、随時募集を年2回(9月と3月)行います。

入居選考方法につきましては、定期募集は、まず公開抽選を行い、残りは審査区分に申し込まれた方の中から、住宅困窮度に応じて、小田原市営住宅運営審議会の意見を聞いて入居者を決定します。随時募集につきましては、申込先着順とし、同日に同一住戸への申込者が複数人いた場合のみ、後日公開抽選を実施します。(ただし、資格審査の結果、不適格者は除く)

申込資格は、定期募集も随時募集も同じです。入居決定を受けた方には、入居請書などの提出のほか、敷金として家賃3ヵ月分を納めていただきます。

受付期間の2週間前から、市役所、マロニエ・いずみ・こゆるぎ住民窓口、アークロード市民窓口にて入居募集のしおりを配布しますので、詳しくは『広報小田原』、市ホームページをご覧ください。

■ 建築課 市営住宅管理係 (市役所5階)

Tel : 0465-33-1553 受付時間 (平日 8 : 30 ~ 17 : 00)

●県営住宅について : (一社) かながわ土地建物保全協会にお問合せください。

■ (一社) かながわ土地建物保全協会 公営住宅課 入居者募集担当

Tel : 045-201-3673

～ 市営住宅一覧表 ～

住宅名	住所	戸数	小学校学区
橋住宅	中村原 7 0 8	2 8	下中小学校
浜住宅	酒匂 3 - 1 6 - 2 1	7 6	富士見小学校
かすみのせ住宅	蓮正寺 6 4 7	1 1 0	東富水小学校
蓮正寺住宅	蓮正寺 8 2 1	1 4 0	
葭田住宅	蓮正寺 6 0 2	9 8	
螢田住宅	蓮正寺 5 2 8	3 7 0	
柳町住宅	栢山 1 0 4 6	1 3 4	
久野住宅	久野 6 7 7	4 8	
浅原住宅	曾比 3 2 0 0	7 6	桜井小学校

県営水道料金

児童扶養手当の受給者で県営水道を利用している場合は、申請により基本料金が減免されます。

減免制度

●減免内容

基本料金及び基本料金に係る消費税等相当額が減免されます。

●手続方法

減免を受けるためには、県企業庁平塚水道営業所への申請が必要です。

なお、小田原市水道局区域では、減免の対象となりませんのでご注意ください。

■神奈川県営水道お客様コールセンター

Tel : (ナビダイヤル) 0570-005959

■平塚水道営業所

Tel : 0463-22-2711

## J R 定期乗車券

## 割引制度

児童扶養手当受給世帯のかたが、通勤などのためにJRの定期券を購入する場合には、購入証明書の交付を受けた上で、3割引で購入することができます。

### ●申込方法

以下のものをお持ちいただき、子育て政策課で資格証明書の交付をお申し込みください。

- 1) 縦4センチ×横3センチの正面上半身の本人写真  
※本人写真は、6か月以内撮影の証明書用写真に限ります。
- 2) 印鑑
- 3) 児童扶養手当証書

※資格証明書は1年間有効です。購入枚数に応じて購入証明書(半年間有効)を発行いたします。

※資格証明書と購入証明書をあわせてJRの定期発行窓口にご提出ください。

※他の割引(例えば通学割引)とは、併用できません。

※小田急線など、JR以外の路線では使用できません。

### ■子育て政策課 手当・医療係(市役所5階)

Tel : 0465-33-1453 受付時間(平日8:30~17:00)

## 少額貯蓄

## 非課税制度

銀行等の預金や郵便貯金の利子が非課税になります。対象は遺族年金を受給されているかたや児童扶養手当の受給者である父母等で、非課税限度額が設定されています。

■詳しくは各金融機関へお問い合わせください。

## 寡婦（夫）控除

夫や妻を亡くしたり、離婚したかたで要件に該当するかたは寡婦・寡夫控除を受けることができます。詳しくは下表を参照してください。

なお、寡婦（夫）控除が適用されると、合計所得金額が125万円（給与収入2,043,999円）以下であれば、市県民税が非課税となります。

区分	要件	所得税（控除額）	市県民税（控除額）
<b>寡婦控除</b> （夫と死別）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人の合計所得金額が500万円以下（扶養している子や親族がいなくても適用できます）</li> <li>・ 本人の合計所得金額が500万円を超えていて、扶養している子や親族の総所得金額等が38万円以下</li> </ul>	27万円	26万円
<b>寡婦控除</b> （夫と離婚）	扶養している子や親族の総所得金額等が38万円以下		
<b>寡夫控除</b> （妻と死別又は離婚）	本人の合計所得金額が500万円以下で扶養している子の総所得金額等が38万円以下		
<b>特定の寡婦</b> （夫と死別又は離婚）	本人の合計所得金額が500万円以下で、扶養している子の総所得金額等が38万円以下	35万円	30万円

●令和3年度（令和2年分）以後は要件の改正があります。

●その他の税に関するお問い合わせは以下のホームページが便利です。

国税庁HP 所得金額から差し引かれる金額（所得控除について）:

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/shotoku320.htm>

■ 所得税について 小田原税務署 Tel : 0465-35-4511

■ 市県民税について 市民税課（市役所2階 窓口9番）

Tel : 0465-33-1351 受付時間（平日 8:30~17:00）

寡婦（夫）控除

みなし適用

次の対象事業については、婚姻歴のない（未婚）ひとり親家庭に対しても、寡婦（夫）控除をみなし適用し、各種利用料等を算定します。

これにより、各種利用料等が減額になる場合があります。

なお、税を控除するものではありません。

●小田原市対象事業

対象事業	受付・申請窓口
日常生活用具費支給事業	障がい福祉課(33-1469)
移動支援事業	
日中一時支援事業	
訪問入浴サービス事業	
福祉電話貸与事業	
身体障害者自動車改造費助成事業	
障害者自動車運転免許取得費助成事業	
重度障害者住宅設備改良費助成事業	
児童扶養手当支給事業	子育て政策課(33-1453)
児童手当支給事業	
ひとり親家庭等日常生活支援事業	
母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	
保育料(保育所・小規模保育事業・認定こども園・市立幼稚園 私立幼稚園のうち、子ども・子育て支援新制度に移行した園)	保育課(33-1451)
幼稚園等就園費補助事業(私立幼稚園)	
小田原市営住宅使用料(家賃)	建築課(33-1553)

●神奈川県対象事業

対象事業	受付・申請窓口
母子保護(児童保護措置費)	小田原保健福祉事務所 (32-8000)
助産(児童保護措置費)	
児童保護(児童保護措置費)	小田原児童相談所 (32-8000)
障害児施設等措置費	
障害児入所給付費	
心身障害者扶養共済制度	神奈川県障害福祉課 (045-210-4703)
総合療育相談センター診療費等	総合療育相談センター (0466-84-5700)
精神障害者入院医療援護費	神奈川県保健予防課 (045-210-4727)
県営住宅家賃	かながわ土地建物保全 協会(045-201-3932)
県立高等学校授業料免除(就学支援が支給されない場合のみ対象となります)	神奈川県財務課 (045-210-8251)

●対象となるかた

児童扶養手当受給者のうち、婚姻歴のないかた又は20歳未満の子どもと生計を一にする婚姻歴のないひとり親

●申請方法

小田原市対象事業と神奈川県対象事業は申請方法が異なりますのでご注意ください。

1) 小田原市対象事業の場合

該当されるかたで小田原市対象事業を希望される場合は、寡婦(夫)控除みなし適用申請書を記入し、児童扶養手当証書を添付し、市役所5階子育て政策課窓口に提出してください。適用証明書を発行します。各事業の申請手続きには、適用証明が必要となりますが、手続の詳細は各事業の担当課へお問い合わせください。

\* 小田原市ホームページ「寡婦控除のみなし適用の実施について」から申請書をダウンロードできます。

<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/kosodate/support/single-parent/system.html>

2) 神奈川県対象事業の場合

神奈川県対象事業を希望される場合は、下記の書類を各申請窓口に提出してください。事業によって必要となる書類が異なりますので申請の際は事前に申請窓口にご相談ください。

- ・寡婦(夫)控除みなし適用に係る確認書
- ・ひとり親の収入証明(所得金額及び所得控除の内訳を確認できるもの、必要となる年度は各申請窓口にてご確認ください)
- ・ひとり親及び子どもの戸籍謄本(全部事項証明書、3か月以内に発行されたもの)
- ・世帯全員の住民票の写し(3か月以内に発行されたもの)
- ・その他必要書類(各申請窓口にてご確認ください)

\* 寡婦(夫)控除みなし適用に係る確認書は県ホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f532438/>

■全般 子育て政策課 子育て政策係(市役所5階)

Tel : 0465-33-1874 受付時間(平日8:30~17:00)

■各事業の申請について 各事業の申請窓口へ



## 認可保育所

## 認定こども園（保育部）

## 小規模保育事業

仕事をしているためにお子さんの面倒をみることができないなどの事情がある場合に利用することができます。

### ●利用要件

原則として、児童の保護者が以下のいずれかに当てはまることにより、その児童を家庭で保育することができない場合に限り、保育所等を利用することができます。

- 1) 就労している場合（1日4時間以上かつ1か月15日以上就労が最低基準）
- 2) 妊娠中や、出産後間もない場合（出産月を挟んだ産前産後3か月、最長合計7か月）
- 3) 病気やけが、心身に障がいがあり、家庭で保育ができない場合
- 4) 親族のかたを常に介護することが必要であり、保育ができない場合
- 5) 地震・火災などの災害の復旧にあたっている場合
- 6) 求職活動をしている場合（3か月間）
- 7) 就学をしている場合（職業訓練校などでの職業訓練を含む）
- 8) 虐待やDVのおそれがある場合

### ●申込方法

市役所で必要書類の確認や申込ができます。

※市外の保育所等の利用を希望する場合も、小田原市民のかたであれば小田原市に申込みをしていただきます。ご希望があればご相談ください。

### ●注意事項

保育所等の利用申込みは随時受けをしていますが、ご希望の保育所等に空きがないなど、ご希望どおり利用できない場合があります。

### ●保育料

0～2歳児クラスの保育料は原則として、利用申込みをする児童の保護者の市町村民税額を合算した金額で計算され、3～5歳児のクラスは全員0円です。ただし、0～2歳児クラスの世帯で同居の祖父母が家計の主宰者の場合は祖父母の税額が適用されます。市立・私立とも保育料の基準は同じです。保育料以外の費用については、各保育所にお問い合わせください。

また、婚姻歴のない（未婚）ひとり親家庭に対しても、寡婦（夫）控除をみなし適用し、保育料が減額になる場合があります。

### ●一時保育

一時保育は、通常保育とは別に認可保育所へお子さんを預けられる制度です。通院などの理由で一時的にお子さんを預けたいときは、保育所等一覧(P33)をご覧ください、受入を実施している園に直接お問い合わせください。

なお、利用にあたっては各施設で定めた利用料金が掛かります。

## 病児・病後児

## 保 育

お子さんが病氣中又は病氣の回復期で、まだ保育所などには通園できない。このようなときは、「病児保育室」又は「病後児保育室」が利用できます。病児保育室、病後児保育室ともに専用のスペースを設け、専任看護師を配置しています。さらに医療機関とも連携しているので、安心してお子さんを預けることができます。なお、ご利用にあたっては保育課に事前登録が必要ですので、事前登録のうえ各施設に直接お問い合わせください。

■保育課 保育係（市役所5階）

Tel:0465-33-1451 受付時間（平日 8:30~17:00）

【病児保育サービス】

■医療法人横田小児科医院 病児保育室「JAMBO(ジャンボ)！」

小田原市北ノ窪 514-1（横田小児科医院隣）

Tel:0465-34-6000 利用定員:6名

■株式会社 D. DiRECT（仮称）小田原駅前病児保育 ファイン・おだわら

（令和2年7月開設予定）

小田原市栄町 1-5-17 ヘルスケアタワー小田原 6階

[Tel:0465-43-9210](tel:0465-43-9210)（開設まで：開設準備局）

[Tel:0465-27-2929](tel:0465-27-2929)（開設後） 利用定員：3名

【病後児保育サービス】

■宗教法人城前寺 城前寺保育園病後児保育室「らっこ組」

小田原市曾我光海 20-1 2階（下曾我駅曾我病院側ロータリー）

Tel:0465-42-6354 利用定員:4名

■社会福祉法人宝安寺社会事業部 病後児保育室 ほうあんりすのもり

小田原市浜町 1-3-8（小田原愛児園園舎内）

認可保育所一覧

区分	施設名	所在地	電話	保育年齢	延長保育	一時保育	病後児保育
公立保育所	下曾我保育園	曾我原 347	42-0951	4 か月～	○		
	曾我保育園	下大井 104	42-2852	4 か月～	○		
	豊川保育園	成田 654-5	36-4754	1 歳～	○		
	早川保育園	早川 2-3-13	22-2710	4 か月～	○		
	桜井保育園	曾比 2153-2	36-0710	4 か月～	○		
公私連携型 保育所	上府中保育園	千代 694-1	42-1642	産休明け～	○		
民間保育所	小田原愛児園	浜町 1-3-8	22-3523	2 歳～	○	○	○
	小田原乳児園	浜町 1-2-15	22-3523	産休明け～1 歳		○	
	クレヨンノ森保育園	板橋 544	24-1352	3 か月～	○		
	足柄保育園	扇町 2-17-2	34-2528	産休明け～	○	○	
	みゆき愛児園	本町 4-6-18	22-3722	産休明け～	○		
	中島保育園	中町 2-13-48	22-4359	3 か月～	○		
	山王保育園	東町 1-30-30	34-0380	産休明け～	○	○	
	久野保育園	久野 1550	35-2253	3 か月～	○		
	五百羅漢保育園	扇町 5-7-35	34-3247	3 か月～	○		
	螢田愛児園	蓮正寺 783	36-1914	6 か月～	○		
	荻窪保育園	荻窪 542-5	34-4596	産休明け～	○		
	国府津保育園	国府津 3-11-25	47-3355	産休明け～	○	○	
	石塚保育園	国府津 2769	47-3367	産休明け～	○		
	さくら保育園	酒匂 6-6-30	47-6611	産休明け～	○		
	城前寺保育園	曾我谷津 592	42-0140	産休明け～	○	○	○
	城前寺保育園かものみや分園	鴨宮 670-1	20-9914	産休明け～2 歳	○	○	
	城前寺保育園そが分園	曾我岸 132	41-1116	産休明け～3 歳	○	○	
	富水保育園	栢山 1946	36-0531	3 か月～	○		
	西大友保育園	西大友 485-2	36-4378	1 歳～	○	○	
	西大友保育園分園みらい	西大友 470-1	46-6222	産休明け～1 歳	○	○	
	下府中保育園	中里 184-6	47-8294	産休明け～	○		
	春光保育園	鴨宮 444	48-5162	7 か月～	○	○	
	報徳保育園	栢山 880	36-0272	3 か月～	○	○	
	たんぼぼ保育園	府川 139-2	35-6505	産休明け～	○		
	桃重保育園	小八幡 4-1-13	48-6770	産休明け～	○	○	
	南鴨宮あいじ園	南鴨宮 3-48-12	49-3550	5 ヶ月～	○		
	お花畑保育園	南鴨宮 3-23-24	46-0872	6 ヶ月～	○		
	保育園 大地	堀之内 458	37-4619	10 ヶ月～	○		
	保育園 大空	栢山 3602-4	25-5564	10 ヶ月～	○		

認定こども園・小規模保育事業一覧

区分	施設名	所在地	電話	保育年齢	延長保育	一時保育	病後児保育
認定こども園	小田原みどり学園	中町 1-15-11	23-2866	10ヶ月～			
	こひつじ学園	飯田岡 336	36-1789	3歳～			
小規模保育事業	矢作愛児園 連携先 さくら保育園	矢作 17-9	48-4144	産休明け～2歳	○		
	育みの家カンガルー 栄町第1 連携先 新玉幼稚園	栄町 2-5-28	23-1024	産休明け～2歳	○		
	アミッチ保育園 連携先 下府中保育園	中里 183-8	43-9226	産休明け～2歳	○		
	たんぼぼの家 連携先 たんぼぼ保育園	飯田岡 454	39-2010	産休明け～2歳			
	保育所モナミ桑原園 連携先 豊川保育園	成田 794-2	080-1323-8560	産休明け～2歳	○	○	
	ぎんがむら保育園 連携先 荻窪保育園	城山 2-3-1	42-3063	4ヶ月～2歳	○		
	サンライズキッズ保育園 小田原園 連携先 富水保育園、報徳保育園、保育園 大地、桜井保育園	曾比 1755-1	050-5807-2229	6ヶ月～2歳	○		
	保育所モナミ蓮正寺園 連携先 友愛幼稚園	蓮正寺 103-5	44-4600	産休明け～2歳	○	○	
	おだわら・もあな保育園 連携先 国府津保育園、石塚保育園、桃重保育園	国府津 2-4-4	42-9990	10ヶ月～2歳	○		
	育みの家カンガルー 久野第2 連携先 久野保育園	久野 860	46-9215	4ヶ月～2歳	○	○	
豊川すずらん保育園 連携先 豊川保育園	成田 646-3	045-294-9686	4ヶ月～2歳	○			

認可保育所以外にも乳幼児の保育を行う施設があり、神奈川県ではそのような施設を総称して私設保育施設と呼んでいます。

## 私設保育施設

(認可外保育施設)

神奈川県内の私設保育施設は以下のホームページで探すことができます。

神奈川県ホームページ「私設保育施設のご案内」

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6592/>

幼稚園は、3歳から小学校入学前のお子さんのために適切な施設を整え、お子さんの心身の発達を手助けするための施設です。

## 幼稚園

### 1) 市立幼稚園

#### ●入園資格

- ①入園しようとする年度の4月1日より前に4歳（2年保育）になっていること
- ②保育所・私立幼稚園に在園していないこと

#### ●幼稚園保育料

令和元年10月、無償化が図られました。（教材費等の実費はお支払いいただきます。）

#### ●入園申込

各幼稚園へ

（例年10月中旬に願書を配布し、11月初旬に願書の受付を行っています。）

### 2) 私立幼稚園

#### ●入園資格

入園しようとする年度の4月1日より前に3歳になっていること

#### ●幼稚園保育料

子ども・子育て支援新制度に移行した園は全員0円です。それ以外の園は園ごとに決まります。（月額25,700円までは市から無償化のための給付を受けることができます。※申請必要）

#### ●入園申込

各幼稚園へ

### 小田原市内幼稚園一覧表

施設	運営	所在地	電話
酒匂幼稚園	市	酒匂 6-8-26	0465-47-3661
東富水幼稚園		中曽根 355-5	0465-36-3606
前羽幼稚園		前川 510	0465-43-0831
下中幼稚園		小船 174-1	0465-43-0612
矢作幼稚園		矢作 231	0465-48-4515
報徳幼稚園		柳新田 129-3	0465-37-0585
新玉幼稚園	私	栄町 4-6-5	0465-22-4060
御濠端幼稚園		城内 2-16	0465-23-2958
鴨宮幼稚園		上新田 130	0465-47-4251
こゆるぎ幼稚園		永塚 387-5	0465-42-5667
城山幼稚園		城山 2-1-3	0465-34-2800
富水幼稚園		飯田岡 92	0465-36-2641
花園幼稚園		南町 2-2-45	0465-22-8702
みみづく幼稚園		城山 4-19-8	0465-22-2098
友愛幼稚園		北ノ窪 176	0465-35-1512
れんげ幼稚園		東町 3-12-23	0465-34-4538

- 市立幼稚園の入園資格について 教育指導課 学事係（市役所 5 階）  
Tel : 0465-33-1682 受付時間（平日 8 : 30～17 : 00）
- 市立幼稚園の保育料について 保育課 保育係（市役所 5 階）  
Tel : 0465-33-1451 受付時間（平日 8 : 30～17 : 00）
- 私立幼稚園について 各幼稚園へ

「保育所や幼稚園には入っていないけど、集団生活に慣れさせたい。」  
 「保育所や幼稚園には入っていないけど、保育士さんに相談してみたい。」  
 そんな、お母さんは、市内各所の保育所で行っている「地域育児センター」  
 をご利用ください。園庭開放や親子同士の交流、面接相談を行っています。

- 小田原愛児園 小田原市浜町 1-3-8 Tel:0465-22-3523  
電話と面接 毎週月～金曜日、10時～16時
- 小田原乳児園 小田原市浜町 1-2-15 Tel:0465-22-3523  
電話と面接 毎週月～金曜日、10時～16時
- 山王保育園 小田原市東町 1-30-30 Tel:0465-34-0380  
電話 毎週月～金曜日、10時～16時
- 春光保育園 小田原市鴨宮 444 Tel:0465-48-5162  
電話と面接 毎週木曜日、10時～16時
- 国府津保育園 小田原市国府津 3-11-25 Tel:0465-47-3355  
電話と面接 毎週月～金曜日、専門相談員との相談は要予約
- 報徳保育園 小田原市栢山 880 Tel:0465-36-0272  
(栢山・曾比在住のかたが対象)  
電話と面接 毎週水曜日、9時～16時  
園庭開放 金曜日、9時30分～12時
- 西大友保育園 小田原市西大友 485-2 Tel:0465-36-4378  
電話と面接 毎週月～金曜日、13時～16時
- 桃重保育園 小田原市小八幡 4-1-13 Tel:0465-48-6770  
電話と面接 第2・4木曜日、9時～12時
- 桜井保育園 小田原市曾比 2153-2 Tel:0465-37-3914  
電話と面接 毎週月～金曜日、10時～16時
- 豊川保育園 小田原市成田 654-5 Tel:0465-36-6539  
電話と面接 毎週月～金曜日、10時～16時
- 早川保育園 小田原市早川 2-3-13 Tel:0465-22-2833  
電話と面接 毎週月～金曜日、10時～16時

生後3ヶ月～小学校6年生までのお子さんのいるかたで子育ての援助をしてもらいたいかた、または、産前産後（出産予定日前4週目～産後12週目）のかたで家事援助をしてもらいたいかた（依頼会員）と援助ができるかた（支援会員）で構成される会員組織です。支援会員の紹介等は事務局が行います。

●このようなかたが利用できます

「保育所には入園できたけど、仕事の残業が多くて迎えにいけない…」

「就職活動中で、面接を受ける間、お子さんをみてほしい…」

「産後の家事を手伝ってほしい…」

●利用するには

ファミリー・サポート・センターで会員登録を行い、必要な時に支援会員を紹介してもらいます。原則として、支援会員のお家でお子さんを預かります。費用は以下のとおりです。

月曜日から金曜日までの

午前7時～午後7時 : 30分あたり 350円

土曜日、日曜日、祝日、年末年始

及び上記以外の時間帯 : 30分あたり 450円

■ファミリー・サポート・センター 事務局

Tel : 0465-35-0053 受付時間（平日9:00～17:00）

地域の子育て支援拠点として、子育てひろばの開設、育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報の収集及び提供、子育てに関する講座等を実施しています。

「子育てひろば」 原則 午前10時～午後4時

（※マロニエ子育て支援センターは、月曜日または祝日の翌日は、午後3時30分まで。）

「子育てに関する相談」「子育て情報の提供」 午前9時～午後5時

■マロニエ子育て支援センター Tel : 0465-48-8698

開設時間 9:00～17:00（月～金曜日）

■いずみ子育て支援センター Tel : 0465-37-9077

開設時間 9:00～17:00（火～土曜日）

■こゆるぎ子育て支援センター Tel : 0465-43-0251

開設時間 9:00～17:00（火、木、金曜日）

■※おだびよ子育て支援センター Tel : 0465-34-6181

開設時間 9:00～17:00（火～土曜日）

※おだびよ子育て支援センターは、令和2年（2020年）10月に小田原駅東口へ移転します。

※祝日等により開設日が異なる場合があります。



放課後、保護者が労働等のため家庭にいない児童（小学1年生～6年生）をお預りする事業です。

●開設時間

放課後から午後6時30分まで。土曜日、夏休み、冬休み、春休みは午前8時00分から午後6時30分まで（午後6時から午後6時30分までは延長時間帯）。日曜日、国民の祝日、年末年始はお休みです。

●保護者負担金

お子さん1人あたり：基本月額7,000円、保険料年額800円、  
延長時間帯利用は1回100円。

- ※ 月の途中で入所・退所の場合は保護者負担金が異なりますので、希望されるかたはお申し出ください。
- ※ 生活保護、就学援助認定世帯は減額・免除申請により保護者負担金（保険料を除く）が免除されます。
- ※ 上記のほか、おやつ代が月2,000円程度かかります。

●入所申込

入所の申込みは、各放課後児童クラブ・市役所教育総務課（又は市ホームページ）で入所申込書と在職証明書を受け取り、在職証明書に勤務先の証明を受けて入所に必要な書類を、1日入所を希望の場合は前月の15日まで、16日入所を希望の場合は前月末までに各放課後児童クラブか市役所教育総務課に提出してください。

翌年度の入所申込みは、10～11月頃から受付を開始します。（新入学のお子さんについては就学時健康診断の通知に申込みのご案内を同封します。）定員により、お待ちいただく場合があります。

■教育総務課 放課後子ども係（市役所5階）

Tel：0465-33-1731 受付時間（平日8：30～17：00）

## 小田原市

### 母子寡婦福祉会

母子家庭・父子家庭のお母さんお父さんの相互扶助を目的にして、自主的に結成された団体です。小田原市を地域ごとに18支部に分け、活動しています。

#### ●活動内容

日帰りバス旅行(東京ディズニーリゾート)やお食事会等の親睦を深める事業、小学校・中学校入学時にお祝金を贈呈、ファミリー・サポート・センター利用の助成等を行っております。

#### ●加入方法

小田原市母子寡婦福祉会事務局あてに電話にてお申し込みください。  
入会には、入会金100円と年会費1,000円が必要になります。

■母子寡婦福祉会事務局 Tel : 0465-32-3255

### 日常生活支援事業

児童扶養手当の支給水準にある母子家庭や父子家庭において、就職活動や採用面接などのため、一時的にお子さんの面倒をみることができない場合、また、離婚後の生活変化のため支援を必要とする場合に家庭生活支援員を派遣する制度です。

#### ●支援内容

年間10日以内の範囲で、市から委託を受けた民間のホームヘルパーを派遣し、乳幼児の保育・食事の世話、住居の掃除を行います。

なお、児童扶養手当支給水準以上世帯(P9参照)は、利用できません。

#### ●費用

- ・生活保護世帯 : 全額市が負担
- ・児童扶養手当支給水準世帯 : 子育て支援 1時間あたり 70円自己負担  
生活補助 1時間あたり150円自己負担

#### ●申込方法

利用にあたっては登録する必要がありますので、事前に子育て政策課にご相談ください。(委託先と調整する必要があるため、ご利用日の1~2週間前までにご相談ください)

■子育て政策課 手当・医療係(市役所5階)

Tel : 0465-33-1453 受付時間(平日8:30~17:00)

## 生活保護制度

やむをえない事情により、生活費や医療費の支払いに困ることがあります。生活保護とは、自分の資産や能力、様々な他の制度を活用しても生活ができないときに、国が一定の基準に基づいて、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。

生活面・経済面でお困りの方がいらっしゃいましたら、下記窓口又は電話にてご相談お待ちしております。

ケースワーカーは、世帯の自立に向け、家庭訪問などにより活動状況や将来への希望を伺い、必要に応じた支援を行います。また、併せて自立支援プログラムをご案内いたしますので、ぜひご利用ください。

### ■生活支援課 保護係（市役所 2階）

Tel : 0465-33-1463 受付時間（平日 8 : 30～17 : 00）

## 生活困窮者自立

## 支援制度

「仕事が決まらず、家賃の支払いが難しい」「気がつくとお金がない」「家族のことで悩んでいる」など生活や仕事のことなどで困っている世帯に対し、相談に応じて必要な情報提供及び助言を行うとともに、問題解決に向けた計画を作成し、就労支援などの必要なサービスの提供を行います。

また、離職により住宅を喪失している、又は喪失するおそれのある生活困窮者であり、収入等が一定水準以下のかたに対し、就労支援を実施し、有期で家賃相当額を支給します。

さらに、家計のやりくりがうまくいかず、生活にお困りのかたに対し、家計改善支援を実施しています。専門のスタッフが、どうすれば生活が安定するか一緒に考える支援を行います。

このほか、子どもの学習支援として、生活保護利用世帯や生活困窮世帯の中学生等を対象に、学習の支援をはじめ、気持ちの拠り所、居場所として社会性や協調性を育めるよう支援を行います。学習支援は週1回、公共施設を利用し行っています。

### ■生活支援課 自立支援係（市役所 2階）

Tel : 0465-33-1893 受付時間（平日 8 : 30～17 : 00）